

島根労働局発表
平成26年12月25日

| | |
|---|------------------------|
| 担 | 雇用均等室 |
| 当 | 室長 岡村 宏行 室長補佐 津森 美紀 |
| | TEL 0852-31-1161 |

平成27年度『均等・両立推進企業表彰』候補企業を公募します

～ 平成27年1月1日から応募受付開始 ～

島根労働局（局長 ふるたこうしょう 古田宏昌）では、「職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取組」（ポジティブ・アクション）や「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を『均等・両立推進企業』として表彰しています。これは、男女の労働者がともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を發揮できる職場環境がより一層整備されることを目的として、平成11年度から行っているものです。

この度、平成27年度の表彰候補企業を募集しますので、お知らせいたします。

なお、応募の受付期間は、平成27年1月1日から3月31日（当日消印有効）までです。

1 表彰の種類

表彰は、職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取組を実施している企業を対象にした『均等推進企業部門』表彰と仕事と育児・介護の両立支援のための取組を実施している企業を対象にした『ファミリー・フレンドリー企業部門』表彰があり、それぞれの部門ごとに、

- 厚生労働大臣優良賞…他の模範となる取組を推進し、その成果が認められる企業
- 島根労働局長優良賞…地域において他の模範となる取組を推進している企業
- 島根労働局長奨励賞…地域において取組を推進していると認められる企業

があります。

さらに、両部門ともに特に優れた取組を実施し、その成果が顕著である企業は、

- 厚生労働大臣最優良賞

として表彰されます。

（別添1参照）

2 応募方法等

(1) 応募者

企業（事業主）又は労働者、事業主団体及び労働組合。ただし、労働者、事業主団体及び労働組合からの推薦、情報提供については、提供頂いた情報をもとに、労働局から企業（事業主）に対して、個別に応募勧奨を行います。

(2) 応募方法

平成27年1月1日から3月31日（当日消印有効）までに、所定の応募用紙を記入のうえ島根労働局雇用均等室あて郵送又はFAXで提出。

応募用紙や表彰基準等詳しい資料は、島根労働局雇用均等室又は厚生労働省のホームページで入手可。

3 表彰の実施

受賞される企業には、平成27年10月頃に表彰状の授与等を行います。

*これまでの受賞企業については、別添2参照。

4 お問い合わせ先

島根労働局雇用均等室 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F
電話 0852-31-1161 FAX 0852-31-1505